



特許出願における加速審査プログラム（AEP）のご案内

特許出願の審査待ち時間を短縮させるための**加速審査プログラム（AEP）**は、2009年1月1日より1年間試行された上で、2010年1月1日より正式施行されている制度です。特許庁の統計データによりますと、この加速審査プログラムを利用すれば、平均3ヶ月より少ない時間で審査結果を送付することができるようになったから、出願人にとっては有利であります。

加速審査プログラムの請求要件などは、発明特許加速審査プログラム（AEP）一覧表の通りです。ご参考になれば幸甚と存じます。以下、加速審査プログラムの要点をご紹介します。

（Ⅰ）加速審査プログラムを利用できる条件（請求事由）について、

台湾出願に関しては、加速審査プログラムを利用できる条件、いわゆる「請求事由」が三つ有ります。それは、以下（a）、（b）、（c）に示す通りです。

- （a）外国対応出願が特許査定されたこと。
- （b）外国対応出願が、米国、日本またはヨーロッパ特許庁による審査意見書（OA、オフィスアクション）が発給されたこと。
- （c）出願人が、台湾出願発明を商業上に実施する希望又は行為を有すること。

（Ⅱ）提出すべき必要書類について、

上記の事由（a）、（b）、（c）で加速審査プログラムを利用するときは、提出すべき必要書類は以下の通りです。

一、事由（a）による場合に提出すべき必要書類：

- ① 外国対応出願の特許公報及びクレームの中国語訳、或いは、特許査定書のコピー、クレーム及びクレームの中国語訳。
- ② 必要に応じて、審査中に受けた外国対応出願の審査意見通知書及びサーチレポート、中国文または英文でない書類の中国語訳。



- ③ 台湾特許出願のクレームと外国対応出願のクレームの相違点の説明表。
- ④ 審査中に引用された非特許文献のコピー。

二、事由（b）による場合に提出すべき必要書類：

- ① 日本、米国又はヨーロッパでの対応出願案のクレーム及びクレームの中文訳。
- ② 当該OA、サーチレポートのコピー、及び非英語書類の中国語訳。
- ③ 当該対応外国出願のクレームと台湾出願のクレームの相違点説明。
- ④ 当該OA又はサーチレポートに新規性又は進歩性のないコメントが含まれたら、答弁理由。
- ⑤ 引例用された非特許文献のコピー。

三、事由（c）による場合に提出すべき必要書類：

- ① 商業上の実施を立証するための証明資料、例えば、契約書、カタログサンプルなど。

（Ⅲ）政府公費について、

事由（a）、（b）により加速審査プログラムを利用する場合は、政府工費が無料であるが、事由（c）による場合は、政府公費4,000元を納付すべき義務が課されており、このこともご留意ください。

以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしましたが、お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の何（lewis@lewisdavis.com.tw）までお問い合わせください。